

現行	改正後
<p><u>(建築主事の設置)</u></p> <p>第3条 <u>法第4条第1項の規定により横浜市に建築主事を置く。</u></p> <p>(申請書等の提出)</p> <p>第4条 法、政令、省令、条例及びこの規則の規定により市長に提出する申請書、届書及び報告書（以下この項において「申請書等」という。）は、横浜市建築局建築指導部（以下「建築指導部」という。）に提出するものとする。ただし、法第42条第1項第5号の規定による道路（<u>条例第56条の4第2項第1号</u>から第6号までのただし書又は第8号の規定に基づき、市長が周囲の状況によりやむを得ないと認める場合に係るものを除く。）の位置の指定に係る申請書等は、横浜市建築局宅地審査部（以下「宅地審査部」という。）に提出するものとする。</p> <p>2 法、政令、省令、条例及びこの規則の規定により<u>建築主事</u>に提出する申請書、通知書、届書及び報告書（以下この項において「申請書等」という。）は、建築指導部に提出するものとする。ただし、政令第138条第1項第5号に規定する工作物に係る申請書等は、宅地審査部に提出するものとする。</p> <p>(指定確認検査機関からの照会)</p> <p>第4条の3 (第1項省略)</p> <p>2 前項の照会は、建築指導部に置く<u>建築主事</u>を経由するものとする。</p> <p>(第3項省略)</p> <p>(認定申請)</p> <p>第9条 (第1項省略)</p> <p>2 法第3条第1項第4号<u>又は</u>政令（第131条の2第2項及び第3項、第137条の12第6号及び第7号並びに第137条の16第2号の規定を除く。）の規定により認定を受けようとする者</p>	<p>第3条 <u>削除</u></p> <p>(申請書等の提出)</p> <p>第4条 法、政令、省令、条例及びこの規則の規定により市長に提出する申請書、届書及び報告書（以下この項において「申請書等」という。）は、横浜市建築局建築指導部（以下「建築指導部」という。）に提出するものとする。ただし、法第42条第1項第5号の規定による道路（<u>条例第56条の5第2項第1号</u>から第6号までのただし書又は第8号の規定に基づき、市長が周囲の状況によりやむを得ないと認める場合に係るものを除く。）の位置の指定に係る申請書等は、横浜市建築局宅地審査部（以下「宅地審査部」という。）に提出するものとする。</p> <p>2 法、政令、省令、条例及びこの規則の規定により<u>建築主事等</u>に提出する申請書、通知書、届書及び報告書（以下この項において「申請書等」という。）は、建築指導部に提出するものとする。ただし、政令第138条第1項第5号に規定する工作物に係る申請書等は、宅地審査部に提出するものとする。</p> <p>(指定確認検査機関からの照会)</p> <p>第4条の3 (第1項省略)</p> <p>2 前項の照会は、建築指導部に置く<u>建築主事等</u>（<u>当該照会が法第4条第7項に規定する大規模建築物（以下「大規模建築物」という。）に係るものである場合にあっては、建築主事</u>）を経由するものとする。</p> <p>(第3項省略)</p> <p>(認定申請)</p> <p>第9条 (第1項省略)</p> <p>2 法第3条第1項第4号<u>、</u>政令（第131条の2第2項及び第3項、第137条の12第6号及び第7号並びに第137条の16第2号の規定を除く。）<u>又は</u><u>条例第56条の2第5項</u>の規定により</p>

は、第6号様式の認定申請書の正本及び副本に、それぞれ認定を受けようとする事項の審査に必要な図書を添えて市長に提出しなければならない。

(第3項及び第4項省略)

(道路の変更又は廃止)

第10条の2 条例第56条の5第1項の規定による道路の変更又は廃止の申請をしようとする者は、第10号様式の道路廃止(変更)申請書の正本及び副本に、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が当該変更又は廃止に係る審査に必要がないと認めた図書については、その添付を省略することができる。

(第1号から第5号まで並びに第2項及び第3項省略)

4 条例第56条の5第2項の規定による通知は、第1項の副本に所要の記載をしたものによって行うものとする。

(工事監理者等の届出)

第14条 条例第56条の6の規定による届出は、第11号様式の工事監理者及び工事施工者選任届に、当該工事の監理(建築士法(昭和25年法律第202号)第3条の3第1項の規定による工事監理に限る。)及び施工の引受けを行った旨を証する書面の写し(同法第24条の8の規定に基づく書面の写しを含む。以下「書面の写し」という。)を添付して行うものとする。

(第2項省略)

(計画変更等)

第15条 建築主は、許可、認定又は指定を受けた後、工事を完了する前に、その申請書又は添付図書に記載した事項を変更しようとするときは、新たに許可、認定又は指定を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 第12号様式の名義変更届2通を市長又は建築主事に提出し、建築主、工事監理者若しくは工事施工者の氏名若しくは住所又は

認定を受けようとする者は、第6号様式の認定申請書の正本及び副本に、それぞれ認定を受けようとする事項の審査に必要な図書を添えて市長に提出しなければならない。

(第3項及び第4項省略)

(道路の変更又は廃止)

第10条の2 条例第56条の6第1項の規定による道路の変更又は廃止の申請をしようとする者は、第10号様式の道路廃止(変更)申請書の正本及び副本に、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が当該変更又は廃止に係る審査に必要がないと認めた図書については、その添付を省略することができる。

(第1号から第5号まで並びに第2項及び第3項省略)

4 条例第56条の6第2項の規定による通知は、第1項の副本に所要の記載をしたものによって行うものとする。

(工事監理者等の届出)

第14条 条例第56条の7の規定による届出は、第11号様式の工事監理者及び工事施工者選任届に、当該工事の監理(建築士法(昭和25年法律第202号)第3条の3第1項の規定による工事監理に限る。)及び施工の引受けを行った旨を証する書面の写し(同法第24条の8の規定に基づく書面の写しを含む。以下「書面の写し」という。)を添付して行うものとする。

(第2項省略)

(計画変更等)

第15条 建築主は、許可、認定又は指定を受けた後、工事を完了する前に、その申請書又は添付図書に記載した事項を変更しようとするときは、新たに許可、認定又は指定を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 第12号様式の名義変更届2通を市長又は建築主事等(当該認定の申請に係る建築物又は建築物の部分が大規模建築物又はその

設計者の住所を変更しようとする場合

- (2) 変更内容を示した図書2部を市長又は建築主事に提出し、市長又は建築主事が当該変更内容について重要でないと認めた場合

2 建築主は、法第6条第1項（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により確認済証の交付を受けた後、工事の完了又は用途の変更をする前に、省令第3条の2に規定する軽微な変更をしようとするときは、その旨を建築主事に届け出るものとする。

3 前項の規定にかかわらず、建築主は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第12条第1項又は第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第3条に規定する軽微な変更をいう。以下同じ。）については、法第7条第1項の規定による検査の申請をしようとする際併せて建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書を建築主事に届け出るものとする。

部分に該当する場合にあっては、建築主事。次号において同じ。）に提出し、建築主、工事監理者若しくは工事施工者の氏名若しくは住所又は設計者の住所を変更しようとする場合

- (2) 変更内容を示した図書2部を市長又は建築主事等に提出し、市長又は建築主事等が当該変更内容について重要でないと認めた場合

2 建築主は、法第6条第1項（建築主が国の機関の長等である場合にあっては、法第18条第3項）（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により確認済証の交付を受けた後、工事又は用途の変更を完了する前に、省令第3条の2に規定する軽微な変更をしようとするときは、その旨を建築主事等（当該確認済証が大規模建築物に係るものである場合にあっては、建築主事。第4項及び第17条の3第1項において同じ。）に届け出るものとする。

3 前項の規定にかかわらず、建築主は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第12条第1項又は第2項（建築主が国の機関の長等である場合にあっては、建築物省エネ法第13条第2項又は第3項）に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第3条（同令第7条第2項において準用する場合を含む。））に規定する軽微な変更をいう。）については、法第7条第1項の規定による検査の申請（建築主が国の機関の長等である場合にあっては、法第18条第20項の規定による通知）をしようとする際併せて建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書を建築主事等（当該判定が大規模建築物に係るものである場合にあっては、建築主事）に

4 国の機関の長等は、工事の完了又は用途の変更をする前に、省令第3条の2に規定する軽微な変更をしようとするときは、その旨を建築主事に届け出なければならない。

5 前項の規定にかかわらず、国の機関の長等は、建築物省エネ法第12条第1項又は第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更については、法第18条第16項の規定による通知をしようとする際併せて建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書を建築主事に届け出なければならない。

6 建築主は、法第6条第1項（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により確認済証の交付を受けた後、工事の完了又は用途の変更をする前に、建築主、工事監理者若しくは工事施工者の氏名若しくは住所又は設計者の住所を変更しようとするときは、第12号様式2通に、当該確認済証を添えて建築主事に提出するものとする。

7 建築主は、法第6条の2第1項（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により確認済証の交付を受けた後、工事の完了又は用途の変更をする前に、建築主、工事監理者若しくは工事施工者の氏名若しくは住所又は設計者の住所を変更しようとするときは、届出年月日、建築主の住所及び氏名、確認の年月日及び番号並びに変更内容を記載した名義の変更の届2通に、当該確認済証を添えて当該確認済証を交付した指定確認検査機関に提出するものとする。
7 建築主は、法第6条の2第1項（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により確認済証の交付を受けた後、工事の完了又は用途の変更をする前に、建

届け出るものとする。

(削除)

(削除)

4 建築主は、法第6条第1項（建築主が国の機関の長等である場合にあっては、法第18条第3項）（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により確認済証の交付を受けた後、工事又は用途の変更を完了する前に、建築主、工事監理者若しくは工事施工者の氏名若しくは住所又は設計者の住所を変更しようとするときは、第12号様式2通に、当該確認済証を添えて建築主事等に提出するものとする。

5 建築主は、法第6条の2第1項（建築主が国の機関の長等である場合にあっては、法第18条第4項）（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により確認済証の交付を受けた後、工事又は用途の変更を完了する前に、建築主、工事監理者若しくは工事施工者の氏名若しくは住所又は設計者の住所を変更しようとするときは、届出年月日、建築主の住所及び氏名、確認の年月日及び番号並びに変更内容を記載した名義の変更の届2通に、当該確認済証を添えて当該確認済証を交付した指定確認検査機関に提出するものとする。

業主、工事監理者若しくは工事施工者の氏名若しくは住所又は設計者の住所を変更しようとするときは、届出年月日、建築主の住所及び氏名、確認の年月日及び番号並びに変更内容を記載した名義の変更の届2通に、当該確認済証を添えて当該確認済証を交付した指定確認検査機関に提出するものとする。

8 前項の規定により名義の変更の届の提出を受けた指定確認検査機関は、当該届の写しを市長に送付しなければならない。

9 国の機関の長等は、法第18条第3項（法87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により確認済証の交付を受けた後、工事の完了又は用途の変更をする前に、建築主、工事監理者若しくは工事施工者の氏名若しくは住所又は設計者の住所を変更しようとするときは、第12号様式2通に、当該確認済証を添えて建築主事に提出するものとする。

（取下届及び取止届）

第16条 建築主は、法、政令、省令、条例、地区計画建築条例、特別工業地区条例、地下室マンション条例、横浜市福祉のまちづくり条例、都心機能誘導地区条例、不燃化推進条例又は横浜国際港都建設計画高度地区の規定により市長又は建築主事に行った申請を取り下げようとするときは、第13号様式の取下届2通を市長又は建築主事に提出しなければならない。

2 建築主又は国の機関の長等は、法、政令、省令、条例、地区計画建築条例、特別工業地区条例、地下室マンション条例、横浜市福祉のまちづくり条例、都心機能誘導地区条例、不燃化推進条例又は横浜国際港都建設計画高度地区の規定により確認、許可又は認定を受けた後に当該工事又は用途変更を取りやめようとするとき

6 前項の規定により名義の変更の届の提出を受けた指定確認検査機関は、当該届の写しを市長に送付しなければならない。

(削除)

（取下届及び取止届）

第16条 建築主は、法、政令、省令、条例、地区計画建築条例、特別工業地区条例、地下室マンション条例、横浜市福祉のまちづくり条例、都心機能誘導地区条例、不燃化推進条例又は横浜国際港都建設計画高度地区の規定により市長又は建築主事等に行った申請を取り下げようとするときは、第13号様式の取下届2通を市長又は建築主事等（当該申請に係る建築物又は建築物の部分が大規模建築物又はその部分に該当する場合にあっては、建築主事）に提出しなければならない。

2 建築主は、法、政令、省令、条例、地区計画建築条例、特別工業地区条例、地下室マンション条例、横浜市福祉のまちづくり条例、都心機能誘導地区条例、不燃化推進条例又は横浜国際港都建設計画高度地区の規定により確認、許可又は認定を受けた後に当該工事又は用途の変更を取りやめようとするときは、第13号様式の2

は、第13号様式の2の取止届2通を市長又は建築主事に提出するものとする。

- 3 建築主は、法第6条の2第1項（法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により確認済証の交付を受けた後に当該工事又は用途変更を取りやめようとするときは、届出年月日、建築主の住所及び氏名、確認の年月日及び番号並びに敷地の地名地番を記載した取りやめの届2通を当該確認済証を交付した指定確認検査機関に提出するものとする。

（第4項省略）

- 5 国の機関の長等は、法第18条第2項（法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により通知をした後に当該通知を取り下げようとするときは、第13号様式2通を建築主事に提出するものとする。

（検査等に必要な書類の提出）

第17条の2 （第1項省略）

- 2 省令第4条の8第1項第4号の規定により定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第6条第1項若しくは法第6条の2第1項の規定による確認の申請書又は法第18条第2項の規定による計画の通知書に筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した図書を添付しない場合にあつては、筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した図書
- (2) 法第6条第1項若しくは法第6条の2第1項の規定による確認の申請書又は法第18条第2項の規定による計画の通知書に省令第1条の3第1項の表1（は）項に掲げる

の取止届2通を市長又は建築主事等（当該確認又は認定の申請に係る建築物又は建築物の部分が大規模建築物又はその部分に該当する場合には、建築主事）に提出するものとする。

- 3 建築主は、法第6条の2第1項（建築主が国の機関の長等である場合にあつては、法第18条第4項）（法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により確認済証の交付を受けた後に当該工事又は用途の変更を取りやめようとするときは、届出年月日、建築主の住所及び氏名、確認の年月日及び番号並びに敷地の地名地番を記載した取りやめの届2通を当該確認済証を交付した指定確認検査機関に提出するものとする。

（第4項省略）

- 5 国の機関の長等は、法第18条第2項（法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により通知をした後に当該通知を取り下げようとするときは、第13号様式2通を建築主事等（当該通知に係る建築物又は建築物の部分が大規模建築物又はその部分に該当する場合には、建築主事）に提出するものとする。

（検査等に必要な書類の提出）

第17条の2 （第1項省略）

- 2 省令第4条の8第1項第4号の規定により定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第6条第1項若しくは法第6条の2第1項の規定による確認の申請書又は法第18条第2項若しくは第4項の規定による計画の通知書に筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した図書を添付しない場合にあつては、筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した図書
- (2) 法第6条第1項若しくは法第6条の2第1項の規定による確認の申請書又は法第18条第2項若しくは第4項の規定による計画の通知書に省令第1条の3第1項の表1

図書を添付しない場合には、基礎工事に関する特定工程にあつては基礎伏図及び構造詳細図、建方工事に関する特定工程にあつては土台、柱、はり、筋かい、耐力壁その他これらに類する部材及びそれらの部材の相互の接合の仕方を明示した図書

(第3号省略)

(工事計画等に関する報告)

第17条の3 法第6条第1項又は法第18条第3項(これらの規定を法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定により確認済証の交付を受けた建築物等について建築主又は築造主が別表第5(ア)欄に掲げる工事を行う場合は、当該工事の工事監理者又は工事施工者は、当該工事に着手する日の7日前までに同表(イ)欄に掲げる施工計画書等を、法第7条第1項(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)及び法第7条の3第1項の規定による検査の申請又は法第18条第16項(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)及び第19項の規定による通知をしようとする際併せて同表(ウ)欄に掲げる施工結果報告書を建築主事に提出するものとする。

2 法第6条の2第1項(法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定により確認済証の交付を受けた建築物等について建築主又は築造主が別表第5(1)の項(ア)欄又は(1)の2の項(ア)欄に掲げる工事を行う場合は、当該工事の工事監理者又は工事施工者は、当該工事に着手する日の7日前までにそれぞれ同表(イ)欄に掲げる施工計画書等を市長に提出するものとする。

(工程報告)

第17条の4 市長又は建築主事は、建築物(法第

(は)項に掲げる図書を添付しない場合には、基礎工事に関する特定工程にあつては基礎伏図及び構造詳細図、建方工事に関する特定工程にあつては土台、柱、はり、筋かい、耐力壁その他これらに類する部材及びそれらの部材の相互の接合の仕方を明示した図書

(第3号省略)

(工事計画等に関する報告)

第17条の3 法第6条第1項又は法第18条第3項(これらの規定を法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定により確認済証の交付を受けた建築物等について建築主又は築造主が別表第5(ア)欄に掲げる工事を行う場合は、当該工事の工事監理者又は工事施工者は、当該工事に着手する日の7日前までに同表(イ)欄に掲げる施工計画書等を、法第7条第1項(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)及び法第7条の3第1項の規定による検査の申請又は法第18条第20項(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)及び第28項の規定による通知をしようとする際併せて同表(ウ)欄に掲げる施工結果報告書を建築主事等に提出するものとする。

2 法第6条の2第1項又は法第18条第4項(これらの規定を法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定により確認済証の交付を受けた建築物等について建築主又は築造主が別表第5(1)の項(ア)欄又は(1)の2の項(ア)欄に掲げる工事を行う場合は、当該工事の工事監理者又は工事施工者は、当該工事に着手する日の7日前までにそれぞれ同表(イ)欄に掲げる施工計画書等を市長に提出するものとする。

(工程報告)

第17条の4 市長又は建築主事等は、建築物(法

88条第1項及び第2項に規定する工作物を含む。)の工事(法第7条の3第1項に規定する特定工程及び同条第6項に規定する特定工程後の工程に係る工事を除く。)をその中間で検査しなければ当該建築物の敷地、構造及び建築設備並びに当該工事の施工に伴う地盤の崩落、建築物又は工事用の工作物の倒壊等による危害を防止するために必要な措置に関する法、政令、省令及び条例の規定に適合しているかどうかを確認できないと認めるときは、次に定める工程の一部又は全部を指定し、その旨を建築主又は築造主に通知するものとする。

(第1号から第5号まで省略)

(6) その他市長又は建築主事が特に指定する工程に達するとき。

2 前項の規定により工程の指定のあった建築物の工事監理者(工事監理者を置かない建築物にあっては、工事施工者とする。)は、その指定された工程に達するときは、その工程に達する日の3日前までに当該工事の状況を市長又は建築主事に報告しなければならない。

(建築材料の試験)

第17条の5 建築主事は、建築物(法第88条第1項及び第2項に規定する工作物を含む。)の工事に使用したコンクリート、鉄材その他の材料の品質、強度等について品質証明書及び材料試験の成績表を提出させなければ当該建築物の構造に関する法、政令、省令及び条例の規定に適合しているかどうかを確認できないと認めるときは、当該建築物に係る確認済証を交付する際、併せて、当該品質証明書及び材料試験の成績表を提出すべきことを建築主に通知するものとする。

2 前項の材料試験については、建築主事が次に掲げる試験のうち必要と認める試験を指定するものとする。

(第1号から第4号まで省略)

第88条第1項及び第2項に規定する工作物を含む。)の工事(法第7条の3第1項に規定する特定工程及び同条第6項に規定する特定工程後の工程に係る工事を除く。)をその中間で検査しなければ当該建築物の敷地、構造及び建築設備並びに当該工事の施工に伴う地盤の崩落、建築物又は工事用の工作物の倒壊等による危害を防止するために必要な措置に関する法、政令、省令及び条例の規定に適合しているかどうかを確認できないと認めるときは、次に定める工程の一部又は全部を指定し、その旨を建築主又は築造主に通知するものとする。

(第1号から第5号まで省略)

(6) その他市長又は建築主事等が特に指定する工程に達するとき。

2 前項の規定により工程の指定のあった建築物の工事監理者(工事監理者を置かない建築物にあっては、工事施工者とする。)は、その指定された工程に達するときは、その工程に達する日の3日前までに当該工事の状況を市長又は建築主事等(当該工事が大規模建築物に係るものである場合にあっては、建築主事)に報告しなければならない。

(建築材料の試験)

第17条の5 建築主事等は、建築物(法第88条第1項及び第2項に規定する工作物を含む。)の工事に使用したコンクリート、鉄材その他の材料の品質、強度等について品質証明書及び材料試験の成績表を提出させなければ当該建築物の構造に関する法、政令、省令及び条例の規定に適合しているかどうかを確認できないと認めるときは、当該建築物に係る確認済証を交付する際、併せて、当該品質証明書及び材料試験の成績表を提出すべきことを建築主に通知するものとする。

2 前項の材料試験については、建築主事等が次に掲げる試験のうち必要と認める試験を指定するものとする。

(第1号から第4号まで省略)

(5) その他建築主事が必要と認める試験

3 第1項の規定により品質証明書及び材料試験の成績表の提出を求められた建築主は、法第7条第1項及び法第7条の3第1項の規定による検査の申請又は法第18条第16項及び第19項の規定による通知をする際、併せて、当該品質証明書及び材料試験の成績表を建築主事に提出しなければならない。

(耐火建築物等とすることを要しない下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物に関する基準)

第20条の2 条例第16条第1項第1号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

(第1号並びに第2号ア及びイ省略)

ウ 建築基準法第21条第1項に規定する建築物の主要構造部の構造方法を定める件 (令和元年国土交通省告示第193号。以下「大規模建築物の主要構造部の構造方法を定める告示」という。) 第1第1項第3号ロ(2)に掲げる基準に適合していること。

(3) 3階の各宿泊室等(各宿泊室等の階数が2以上であるものにあつては2階以下の階の部分を含む。)の外壁の開口部及び当該各宿泊室等以外の部分に面する開口部(外壁の開口部又は直接外気に開放された廊下、階段その他の通路に面する開口部にあつては、当該開口部から90センチメートル未満の部分に当該各宿泊室等以外の部分の開口部がないもの又は当該各宿泊室等以外の部分の開口部と50センチメートル以上突出したひさし等(ひさし、袖壁その他これらに類するもので、その構造が、大規模建築物の主要構造部の構造方法を定める告示第1第1項第3号ロ(2)に規定する構造であるものをいう。)で防火上有効に遮られているものを除く。)に法第2条第9号の

(5) その他建築主事等が必要と認める試験

3 第1項の規定により品質証明書及び材料試験の成績表の提出を求められた建築主は、法第7条第1項及び法第7条の3第1項の規定による検査の申請又は法第18条第20項及び第28項の規定による通知をする際、併せて、当該品質証明書及び材料試験の成績表を建築主事等(当該検査の申請又は通知が大規模建築物に係るものである場合にあっては、建築主事)に提出しなければならない。

(耐火建築物等とすることを要しない下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物に関する基準)

第20条の2 条例第16条第1項ただし書の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

(第1号並びに第2号ア及びイ省略)

ウ 建築基準法第21条第1項に規定する建築物の特定主要構造部の構造方法を定める件 (令和元年国土交通省告示第193号。以下「大規模の建築物の特定主要構造部の構造方法を定める告示」という。) 第1第1項第3号ロ(2)に掲げる基準に適合していること。

(3) 3階の各宿泊室等(各宿泊室等の階数が2以上であるものにあつては2階以下の階の部分を含む。)の外壁の開口部及び当該各宿泊室等以外の部分に面する開口部(外壁の開口部又は直接外気に開放された廊下、階段その他の通路に面する開口部にあつては、当該開口部から90センチメートル未満の部分に当該各宿泊室等以外の部分の開口部がないもの又は当該各宿泊室等以外の部分の開口部と50センチメートル以上突出したひさし等(ひさし、袖壁その他これらに類するもので、その構造が、大規模の建築物の特定主要構造部の構造方法を定める告示第1第1項第3号ロ(2)に規定する構造であるものをいう。)で防火上有効に遮られているものを除く。)に法第2条第

2口に規定する防火設備が設けられていること。

(新設)

(不燃化推進地域内の建築物の構造に関する基準)

第23条 不燃化推進条例第6条第1項本文の規則で定める基準は、防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件（令和元年国土交通省告示第194号）第1、第2第1項第1号、第3又は第4第1号イに掲げる構造方法（法第86条の4各号のいずれかに該当する建築物については、外壁開口部設備（政令第136条の2第1号イに規定する外壁開口部設備をいう。第25条において同じ。）に関するものを除く。）によることとする。

(防火地域内で制限を受ける建築物)

第24条 (本文省略)

(卸売市場の上家等に用いる構造方法)

第25条 (本文省略)

(委任)

第26条 (本文省略)

9号の2口に規定する防火設備が設けられていること。

(既存建築物の増築又は改築に対する制限の緩和における防火区画関係の構造方法に関する基準)

第23条 条例第56条第2項第1号イ及び第4項第1号イの規則で定める基準は、建築基準法第3条第2項の規定により同法第21条等の適用を受けない建築物における増築又は改築に係る部分の特定主要構造部の構造方法等を定める件（令和6年国土交通省告示第275号）第11に掲げる基準とする。

(不燃化推進地域内の建築物の構造に関する基準)

第24条 不燃化推進条例第6条第1項本文の規則で定める基準は、防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件（令和元年国土交通省告示第194号）第1、第2第1項第1号、第3又は第4第1号イに掲げる構造方法（法第86条の4各号のいずれかに該当する建築物については、外壁開口部設備（政令第136条の2第1号イに規定する外壁開口部設備をいう。第26条において同じ。）に関するものを除く。）によることとする。

(防火地域内で制限を受ける建築物)

第25条 (本文省略)

(卸売市場の上家等に用いる構造方法)

第26条 (本文省略)

(委任)

第27条 (本文省略)

		23条の4第2項及び 条例第49条第2 項において準用す る場合を含む。以 下同じ。)の規定が 適用される建築物	認に必要な図書	
(新設)				

((15)から(18)まで省略)

(19)	条例第23条 の規定が適 用される建 築物	条例第23条第1項の 規定が適用される建 築物	各階平面図	開口部及び防火設備の位置
				耐力壁及び非耐力壁の位置
				外壁、袖壁、塀その他これらに類するものの位置 及び高さ
			床面積求積図	棚状居室の床面積の合計
			耐火構造等の構造詳細図	主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種 別及び寸法
		法第27条第1項の 規定に適合する建 築物	法第27条第1項の規定に適 合することの確認に必要 な図書	法第27条第1項に規定する構造方法への適合性審 査に必要な事項
		条例第23条第2項の 規定が適用される建 築物	各階平面図	居住又は就寝のための棚状部分の位置及び奥行 室内通路の位置及び幅員並びに出口の位置
	床面積求積図			室内通路の床面積の求積に必要な建築物の各部分 の寸法及び算式
	2面以上の断面図		棚状居室の部分	

(新設)

((20)及び(21) 省略)

(22)	条例第23 条の4の 規定が適 用される 建築物	条例第23条の4第1項 第1号本文の規定が適 用される建築物	各階平面図	開口部及び防火設備の位置	
				耐力壁及び非耐力壁の位置	
				外壁、袖壁、塀その他これらに類するものの位置 及び高さ	
			耐火構造等の構造詳細図	主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種 別及び寸法	
			条例第23条の4第1項 第1号アの規定が適用 される建築物	配置図	敷地内における通路の位置及び幅員
		各階平面図		開口部及び防火設備の位置	
				耐力壁及び非耐力壁の位置	
		耐火構造等の構造詳細図	主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒 裏の断面の構造、材料の種別及び寸法		
			条例第23条の4第1項 第1号イの規定が適用 される建築物	各階平面図	警報設備等の位置及び構造
		戸の位置			
耐火構造等の構造詳細図	戸の構造				
	政令第112条第15 項に規定する壁 部分を有する建 築物	政令第112条第15項の 規定に適合することの確認に 必要な図書	政令第112条第15項に規定する国土交通大臣が定 める建築物の壁部分に該当することを確認す るために必要な事項		
室内仕上げ表				2階における長屋の用途に供する部分の直下の天 井又は階段裏の仕上げの材料の種別及び厚さ	

		条の4第3項及び 条例第49条第2 項において準用す る場合を含む。以 下同じ。)の規定が適用 される建築物	認に必要な図書	
		条例第16条第3項の規 定が適用される建築物	各階平面図 耐火構造等の構造詳細図 政令第109条の8の規定に 適合することの確認に必要 な図書	火熱遮断壁等の位置 火熱遮断壁等の断面の構造、材料の種別及び寸法 政令第109条の8に規定する構造方法への適合性 審査に必要な事項

((15)から(18)まで省略)

(19)	条例第23 条の規 定が適 用さ れる建 築 物	条例第23条第1項の規 定が適用される建築物	各階平面図	開口部及び防火設備の位置	
				耐力壁及び非耐力壁の位置	
				外壁、袖壁、塀その他これらに類するものの位置 及び高さ	
			床面積求積図	棚状居室の床面積の合計	
				耐火構造等の構造詳細図	主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種 別及び寸法
			法第27条第1項の 規定に適合する建 築物	法第27条第1項の規定に適 合することの確認に必要 な図書	法第27条第1項に規定する構造方法への適合性 審査に必要な事項
			条例第23条第2項の規 定が適用される建築物	各階平面図	居住又は就寝のための棚状部分の位置及び奥行 室内通路の位置及び幅員並びに出口の位置
		床面積求積図			室内通路の床面積の求積に必要な建築物の各部分 の寸法及び算式
		2面以上の断面図		棚状居室の部分	

		条例第23条第3項の規 定が適用される建築物	各階平面図 耐火構造等の構造詳細図 政令第109条の8の規定に 適合することの確認に必要 な図書	火熱遮断壁等の位置 火熱遮断壁等の断面の構造、材料の種別及び寸法 政令第109条の8に規定する構造方法への適合性 審査に必要な事項
--	--	---------------------------	--	--

((20)及び(21) 省略)

(22)	条例第23 条の4の 規定が適 用される 建築物	条例第23条の4第1項 第1号本文の規定が適 用される建築物	各階平面図	開口部及び防火設備の位置	
				耐力壁及び非耐力壁の位置	
				外壁、袖壁、塀その他これらに類するものの位置 及び高さ	
			耐火構造等の構造詳細図	主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種 別及び寸法	
			条例第23条の4第1項 第1号アの規定が適用 される建築物	配置図	敷地内における通路の位置及び幅員
		各階平面図		開口部及び防火設備の位置	
				耐力壁及び非耐力壁の位置	
		耐火構造等の構造詳細図	主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒 裏の断面の構造、材料の種別及び寸法		
			条例第23条の4第1項 第1号イの規定が適用 される建築物	各階平面図	警報設備等の位置及び構造
		戸の位置			
耐火構造等の構造詳細図	戸の構造				
	政令第112条第15 項に規定する壁 部分を有する建 築物	政令第112条第15項の 規定に適合することの確認に 必要な図書	政令第112条第15項に規定する国土交通大臣が定 める建築物の壁部分に該当することを確認す るために必要な事項		
室内仕上げ表				2階における長屋の用途に供する部分の直下の天 天井又は階段裏の仕上げの材料の種別及び厚さ	

	定が適用される建築物		
	(新設)		
	条例第23条の4第4項の規定が適用される建築物	各階平面図	長屋の各住戸が互いに接続している部分の長さ
((23)から(31)まで省略)			
(32)	条例第33条の規定が適用される建築物	各階平面図	客席等の位置
			耐力壁及び非耐力壁の位置
		床面積求積図	客席等の床面積の合計
		2面以上の断面図	客席等の床面の位置及び地盤面からの垂直距離
		耐火構造等の構造詳細図	主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏の断面の構造、材料の種別及び寸法
	(新設)		
((33)から(58)まで省略)			
(59)	条例第56条の規定が適用される建築物	既存不適格調書	既存建築物の基準時及びその状況に関する事項
		各階平面図	増築等に係る部分
	(新設)		
	条例第56条第2項の規定が適用される建築物	耐火建築物の構造詳細図	床又は壁の断面の構造、材料の種別及び寸法

	定が適用される建築物		
	条例第23条の4第2項の規定が適用される建築物	各階平面図	火熱遮断壁等の位置
		耐火構造等の構造詳細図	火熱遮断壁等の断面の構造、材料の種別及び寸法
		政令第109条の8の規定に適合することの確認に必要な図書	政令第109条の8に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
	条例第23条の4第5項の規定が適用される建築物	各階平面図	長屋の各住戸が互いに接続している部分の長さ
((23)から(31)まで省略)			
(32)	条例第33条の規定が適用される建築物	各階平面図	客席等の位置
			耐力壁及び非耐力壁の位置
		床面積求積図	客席等の床面積の合計
		2面以上の断面図	客席等の床面の位置及び地盤面からの垂直距離
		耐火構造等の構造詳細図	主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏の断面の構造、材料の種別及び寸法
	条例第33条第2項の規定が適用される建築物	各階平面図	火熱遮断壁等の位置
		耐火構造等の構造詳細図	火熱遮断壁等の断面の構造、材料の種別及び寸法
		政令第109条の8の規定に適合することの確認に必要な図書	政令第109条の8に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
((33)から(58)まで省略)			
(59)	条例第56条の規定が適用される建築物	既存不適格調書	既存建築物の基準時及びその状況に関する事項
		各階平面図	増築又は改築に係る部分
	条例第56条第2項第1号の規定が適用される建築物	耐火構造等の構造詳細図	床又は壁の断面の構造、材料の種別及び寸法
		政令第117条第2項各号の規定に適合することの確認に必要な図書	政令第117条第2項各号に掲げる建築物の部分に該当することを確認するために必要な事項
		条例第56条第2項第1号イの規定に適合することの確認に必要な図書	条例第56条第2項第1号イの規定に適合することを確認するために必要な事項
	条例第56条第2項第2号の規定が適用される建築物	条例第56条第2項第2号の規定に適合することの確認に必要な図書	条例第56条第2項第2号の規定に適合することを確認するために必要な事項
	条例第56条第3項の規定が適用される建築物	条例第56条第3項の規定に適合することの確認に必要な図書	条例第56条第3項の規定に適合することを確認するために必要な事項
	条例第56条第4項第1号の規定が適用される建築物	各階平面図	火熱遮断壁等の位置
		耐火構造等の構造詳細図	火熱遮断壁等の断面の構造、材料の種別及び寸法
		政令第109条の8の規定に適合することの確認に必要な図書	政令第109条の8に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
		条例第56条第4項第1号イの規定に適合することの確認に必要な図書	条例第56条第4項第1号イの規定に適合することを確認するために必要な事項
	条例第56条第4項第2号の規定が適用される建築物	条例第56条第4項第2号の規定に適合することの確認に必要な図書	条例第56条第4項第2号の規定に適合することを確認するために必要な事項
	条例第56条第5項の規定が適用される建築物	各階平面図	火熱遮断壁等の位置
		耐火構造等の構造詳細図	火熱遮断壁等の断面の構造、材料の種別及び寸法
		政令第109条の8の規定に適合することの確認に必要な図書	政令第109条の8に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
	条例第56条第6項の規定が適用される建築物	耐火構造等の構造詳細図	床又は壁の断面の構造、材料の種別及び寸法

		規定が適用される建築物	政令第117条第2項各号の規定に適合することの確認に必要な図書	政令第117条第2項各号に掲げる建築物の部分に該当することを確認するために必要な事項
		条例第56条第4項の規定が適用される建築物	既存不適格調書	増築等の後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対して法第52条第1項及び法第53条の規定に適合することの確認に必要な算式
(新設)				
(59)の2	条例第56条の2の規定が適用される建築物	既存不適格調書 各階平面図	既存建築物の基準時及びその状況に関する事項 用途変更に係る部分	
(新設)				
		条例第56条の2第1項の規定が適用される建築物	耐火建築物の構造詳細図 政令第117条第2項各号の規定に適合することの確認に必要な図書	床又は壁の断面の構造、材料の種別及び寸法 政令第117条第2項各号に掲げる建築物の部分に該当することを確認するために必要な事項
(59)の3	条例第56条の3の規定が適用される建築物	条例第56条の3第1項の規定が適用される建築物	床面積求積図	特定規定に規定する用途に供する建築物の各部分の床面積の合計
		条例第56条の3第1項第1号の規定が適用される建築物	床面積求積図	車庫等の用途に供する建築物の各部分の床面積の合計
		条例第56条の3第1項第2号の規定が適用される建築物	床面積求積図	特定規定に規定する用途以外の用途に供する建築物の各部分の床面積の合計 共用部分の床面積の合計 条例第56条の3第1項第2号に規定する数値を算定するための算式
		条例第56条の3第2項の規定が適用される建築物	床面積求積図	自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物の各部分の床面積の合計 専ら自転車のための車庫等の用途に供する建築物の各部分の床面積の合計
((60)から(80)まで省略)				
(備考及び別表第2から別表第5まで省略)				

		定が適用される建築物	政令第117条第2項各号の規定に適合することの確認に必要な図書	政令第117条第2項各号に掲げる建築物の部分に該当することを確認するために必要な事項
		条例第56条第8項の規定が適用される建築物	既存不適格調書	増築又は改築の後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対して法第52条第1項及び法第53条の規定に適合することの確認に必要な算式
(59)の2	条例第56条の2の規定が適用される建築物	既存不適格調書	既存建築物の基準時及びその状況に関する事項	
		条例第56条の2第2項の規定が適用される建築物	各階平面図 政令第137条の12第4項の規定に適合することの確認に必要な図書	大規模の修繕等に係る部分 政令第137条の12第4項の規定に適合することを確認するために必要な事項
		条例第56条の2第3項の規定が適用される建築物	各階平面図	大規模の修繕等に係る部分
		条例第56条の2第4項の規定が適用される建築物	政令第137条の12第6項の規定に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
		条例第56条の2第5項の規定が適用される建築物	条例第56条の2第5項の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
(59)の3	条例第56条の3の規定が適用される建築物	既存不適格調書 各階平面図	既存建築物の基準時及びその状況に関する事項 用途変更に係る部分	
		条例第56条の3第1項の規定が適用される建築物	各階平面図 耐火構造等の構造詳細図 政令第109条の8の規定に適合することの確認に必要な図書	火熱遮断壁等の位置 火熱遮断壁等の断面の構造、材料の種別及び寸法 政令第109条の8に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
		条例第56条の3第2項の規定が適用される建築物	耐火構造等の構造詳細図 政令第117条第2項各号の規定に適合することの確認に必要な図書	床又は壁の断面の構造、材料の種別及び寸法 政令第117条第2項各号に掲げる建築物の部分に該当することを確認するために必要な事項
(59)の4	条例第56条の4の規定が適用される建築物	条例第56条の4第1項の規定が適用される建築物	床面積求積図	特定規定に規定する用途に供する建築物の各部分の床面積の合計
		条例第56条の4第1項第1号の規定が適用される建築物	床面積求積図	車庫等の用途に供する建築物の各部分の床面積の合計
		条例第56条の4第1項第2号の規定が適用される建築物	床面積求積図	特定規定に規定する用途以外の用途に供する建築物の各部分の床面積の合計 共用部分の床面積の合計 条例第56条の4第1項第2号に規定する数値を算定するための算式
		条例第56条の4第2項の規定が適用される建築物	床面積求積図	自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物の各部分の床面積の合計 専ら自転車のための車庫等の用途に供する建築物の各部分の床面積の合計
((60)から(80)まで省略)				
(備考及び別表第2から別表第5まで省略)				

旧

第6号様式（第9条第2項）

認定申請書

（第一面）

建築基準法第 条第 項第 号
建築基準法施行令第 条第 項第 号
の規定による認定を受けたいので申請します。

この申請書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

（申請先）

横浜市長

申請者 氏名

（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

【1. 申請者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【2. 設計者】

【イ. 資格】（ ）建築士（ ）登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】（ ）建築士事務所（ ）知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

※受付欄	※認定番号欄	※備考
	年 月 日	
	第 号	

（注意） ※印のある欄は、記入しないでください。

（A4）

新

第6号様式（第9条第2項）

認定申請書

（第一面）

建築基準法第 条第 項第 号
建築基準法施行令第 条第 項第 号
横浜市建築基準条例第 条第 項
の規定による認定を受けたいので申請します。

この申請書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

（申請先）

横浜市長

申請者 氏名

（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

【1. 申請者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【2. 設計者】

【イ. 資格】（ ）建築士（ ）登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】（ ）建築士事務所（ ）知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

※受付欄	※認定番号欄	※備考
	年 月 日	
	第 号	

（注意） ※印のある欄は、記入しないでください。

（A4）

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】
【2. 住居表示】
【3. 防火地域】 <input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 指定なし
【4. その他の区域、地域、地区又は街区】
【5. 道路】
【イ. 幅員】
【ロ. 敷地と接している部分の長さ】
【6. 敷地面積】
【イ. 敷地面積】 (1) () () () () () (2) () () () () ()
【ロ. 用途地域等】 () () () () ()
【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】 () () () () ()
【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】 () () () () ()
【ホ. 敷地面積の合計】 (1) (2)
【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】
【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】
【チ. 備考】
【7. 主要用途】 (区分)
【8. 工事種別】 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替
【9. 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合 計)
【イ. 建築物全体】 () () () ()
【ロ. 建蔽率の算定の基礎となる建築面積】 () () () ()
【ハ. 建蔽率】
【10. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合 計)
【イ. 建築物全体】 () () () ()
【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】 () () () ()
【ハ. エレベーターの昇降路の部分】 () () () ()
【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】 () () () ()
【ホ. 認定機械室等の部分】 () () () ()
【ヘ. 自動車庫等の部分】 () () () ()
【ト. 備蓄倉庫の部分】 () () () ()
【チ. 蓄電池の設置部分】 () () () ()
【リ. 自家発電設備の設置部分】 () () () ()
【ヌ. 貯水槽の設置部分】 () () () ()
【ル. 宅配ボックスの設置部分】 () () () ()
【ヲ. その他の不算入部分】 () () () ()
【ワ. 住宅の部分】 () () () ()
【カ. 老人ホーム等の部分】 () () () ()
【ヨ. 延べ面積】 () () () ()
【タ. 容積率】
【11. 建築物の数】
【イ. 申請に係る建築物の数】
【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】
【2. 住居表示】
【3. 防火地域】 <input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 指定なし
【4. その他の区域、地域、地区又は街区】
【5. 道路】
【イ. 幅員】
【ロ. 敷地と接している部分の長さ】
【6. 敷地面積】
【イ. 敷地面積】 (1) () () () () () (2) () () () () ()
【ロ. 用途地域等】 () () () () ()
【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】 () () () () ()
【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】 () () () () ()
【ホ. 敷地面積の合計】 (1) (2)
【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】
【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】
【チ. 備考】
【7. 主要用途】 (区分)
【8. 工事種別】 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替
【9. 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合 計)
【イ. 建築物全体】 () () () ()
【ロ. 建蔽率の算定の基礎となる建築面積】 () () () ()
【ハ. 建蔽率】
【10. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合 計)
【イ. 建築物全体】 () () () ()
【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】 () () () ()
【ハ. エレベーターの昇降路の部分】 () () () ()
【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】 () () () ()
【ホ. 認定機械室等の部分】 () () () ()
【ヘ. 自動車庫等の部分】 () () () ()
【ト. 備蓄倉庫の部分】 () () () ()
【チ. 蓄電池の設置部分】 () () () ()
【リ. 自家発電設備の設置部分】 () () () ()
【ヌ. 貯水槽の設置部分】 () () () ()
【ル. 宅配ボックスの設置部分】 () () () ()
【ヲ. その他の不算入部分】 () () () ()
【ワ. 住宅の部分】 () () () ()
【カ. 老人ホーム等の部分】 () () () ()
【ヨ. 延べ面積】 () () () ()
【タ. 容積率】
【11. 建築物の数】
【イ. 申請に係る建築物の数】
【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】

旧

【12. 工事着手予定年月】	年	月
【13. 工事完了予定年月】	年	月
【14. その他必要な事項】		
【15. 備考】		

新

改正なし

【12. 工事着手予定年月】	年	月
【13. 工事完了予定年月】	年	月
【14. その他必要な事項】		
【15. 備考】		

旧

(第三面)

建築物別概要

【1. 番号】

【2. 工事種別等】 新築 増築 改築 移転 用途変更
大規模の修繕 大規模の模様替 既設

【3. 構造】 造 一部 造

【4. 高さ】
【イ. 最高の高さ】
【ロ. 最高の軒の高さ】

【5. 用途別床面積】
(用途の区分)(具体的な用途の名称)(申請部分)(申請以外の部分)(合計)

【イ.】	()	()	()	()	()
【ロ.】	()	()	()	()	()
【ハ.】	()	()	()	()	()
【ニ.】	()	()	()	()	()
【ホ.】	()	()	()	()	()

【6. その他必要な事項】

【7. 備考】

新

(第三面)

改正なし

建築物別概要

【1. 番号】

【2. 工事種別等】 新築 増築 改築 移転 用途変更
大規模の修繕 大規模の模様替 既設

【3. 構造】 造 一部 造

【4. 高さ】
【イ. 最高の高さ】
【ロ. 最高の軒の高さ】

【5. 用途別床面積】
(用途の区分)(具体的な用途の名称)(申請部分)(申請以外の部分)(合計)

【イ.】	()	()	()	()	()
【ロ.】	()	()	()	()	()
【ハ.】	()	()	()	()	()
【ニ.】	()	()	()	()	()
【ホ.】	()	()	()	()	()

【6. その他必要な事項】

【7. 備考】

旧

第6号様式の2（第9条第3項）

認定通知書

横浜市 指令第 号
年 月 日

氏名 様
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市長

次の認定申請書及び添付図書記載の計画について、

建築基準法第 条第 項第 号
建築基準法施行令第 条第 項第 号の規定により認定しましたので通知します。

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 建築場所
- 3 建築物又はその部分の概要

(注意) この通知書は、大切に保存しておいてください。

(A4)

新

第6号様式の2（第9条第3項）

認定通知書

横浜市 指令第 号
年 月 日

氏名 様
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市長

次の認定申請書及び添付図書記載の計画について、

建築基準法第 条第 項第 号
建築基準法施行令第 条第 項第 号の規定により認定しましたので通知します。
横浜市建築基準条例第 条第 項

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 建築場所
- 3 建築物又はその部分の概要

(注意) この通知書は、大切に保存しておいてください。

(A4)

旧

第6号様式の2の2（第9条第4項）

認定しない旨の通知書

横浜市 指令第 号
年 月 日

氏名 様
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市長

別添の認定申請書及び添付図書に記載の計画については、次の理由により、建築基準法第 条第 項第 号
建築基準法施行令第 条第 項第 号の
規定による認定をしないこととしましたので、通知します。

(理由)

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができます。

新

第6号様式の2の2（第9条第4項）

認定しない旨の通知書

横浜市 指令第 号
年 月 日

氏名 様
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市長

別添の認定申請書及び添付図書に記載の計画については、次の理由により、建築基準法第 条第 項第 号
建築基準法施行令第 条第 項第 号の
横浜市建築基準条例第 条第 項
規定による認定をしないこととしましたので、通知します。

(理由)

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができます。

旧

第7号様式
正 本 (第10条第1項)

道路の位置の指定申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

申請者 住 所
氏 名
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を受けたいので関係図書を添えて申請します。

1	築 造 主 住 所 氏 名	電話 ()			
2	代 理 者 住 所 氏 名	電話 ()			
3 計 画 敷 地	ア 地 名 地 番				
	イ 用 途 地 域	第一種低層住専 ()、第二種低層住専 () 、第一種中高層住専、第二種中高層住専、第一種 住居、第二種住居、準住居、近隣商業、商業、 準工業、工業、工専、指定なし	エ	その他の 区域、地 域、地区	
	ウ 防 火 地 域	防火、準防火、指定なし			
4	指定を受けようとする 道路の敷地となる土地 の地名、地番及び地目				
5	指定を受けようとする 道路の幅員及び延長				
6	指定を受けようとする 道路の境界標示方法				
7	避難通路の敷地となる 土地の地名、地番及び 地目				
8	避難通路の幅員及び 延長				
9	道 路 築 造 着 工 日	年	月	日	
10	道 路 築 造 完 了 日	年	月	日	
※ 備 考					
※ 受 付 欄	※ 指 定 公 告 欄	指 定	年	月	日
		第	号		
		公 告	年	月	日
		第	号		

- (注意) 1 3欄の「計画敷地」とは、指定を受けようとする道路、その道路を利用しようとする敷地及びこれらに接する道路をいいます。
 2 3欄の「ア」には、指定を受けようとする土地が2筆以上あるときは、代表地番を記入してください。
 3 3欄の「イ」及び「ウ」は、該当するものを○で囲んでください。3欄の「イ」の()内には、容積率及び建蔽率を記入してください。(例) (80/40)
 4 7欄及び8欄は、横浜市建築基準条例第56条の4第2項第5号に規定する通路を設ける場合に記入してください。
 5 ※印のある欄は、記入しないでください。

(A)

新

第7号様式
正 本 (第10条第1項)

道路の位置の指定申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

申請者 住 所
氏 名
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を受けたいので関係図書を添えて申請します。

1	築 造 主 住 所 氏 名	電話 ()			
2	代 理 者 住 所 氏 名	電話 ()			
3 計 画 敷 地	ア 地 名 地 番				
	イ 用 途 地 域	第一種低層住専 ()、第二種低層住専 () 、第一種中高層住専、第二種中高層住専、第一種 住居、第二種住居、準住居、近隣商業、商業、 準工業、工業、工専、指定なし	エ	その他の 区域、地 域、地区	
	ウ 防 火 地 域	防火、準防火、指定なし			
4	指定を受けようとする 道路の敷地となる土地 の地名、地番及び地目				
5	指定を受けようとする 道路の幅員及び延長				
6	指定を受けようとする 道路の境界標示方法				
7	避難通路の敷地となる 土地の地名、地番及び 地目				
8	避難通路の幅員及び 延長				
9	道 路 築 造 着 工 日	年	月	日	
10	道 路 築 造 完 了 日	年	月	日	
※ 備 考					
※ 受 付 欄	※ 指 定 公 告 欄	指 定	年	月	日
		第	号		
		公 告	年	月	日
		第	号		

- (注意) 1 3欄の「計画敷地」とは、指定を受けようとする道路、その道路を利用しようとする敷地及びこれらに接する道路をいいます。
 2 3欄の「ア」には、指定を受けようとする土地が2筆以上あるときは、代表地番を記入してください。
 3 3欄の「イ」及び「ウ」は、該当するものを○で囲んでください。3欄の「イ」の()内には、容積率及び建蔽率を記入してください。(例) (80/40)
 4 7欄及び8欄は、横浜市建築基準条例第56条の5第2項第5号に規定する通路を設ける場合に記入してください。
 5 ※印のある欄は、記入しないでください。

(A)

旧

第7号様式
副本（第10条第1項・第4項）

道路の位置の指定通知書

第 号
年 月 日

住所
氏名 様
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市長 印

年 月 日に申請のありました件について、次のとおり指定したので通知します。

※1	指 定 番 号			
※2	指 定 年 月 日			
3	築 造 主 氏 名			
4	代 理 者 住 所 氏 名			
5	ア 地 名 地 番			
	イ 用 途 地 域	第一種低層住専（ ）、第二種低層住専（ ）、第一種中高層住専、第二種中高層住専、第一種住居、第二種住居、準住居、近隣商業、商業、準工業、工業、工専、指定なし	その他のエ 区域、地 域、地区	
	ウ 防 火 地 域	防火、準防火、指定なし		
6	指定を受けようとする道路の敷地となる土地の地名、地番及び地目			
7	指定を受けようとする道路の幅員及び延長			
8	指定を受けようとする道路の境界標示方法			
9	避難通路の敷地となる土地の地名、地番及び地目			
10	避難通路の幅員及び延長			
11	道 路 築 造 着 工 日	年 月 日		
12	道 路 築 造 完 了 日	年 月 日		

- (注意)
- 5欄の「計画敷地」とは、指定を受けようとする道路、その道路を利用しようとする敷地及びこれらに接する道路をいいます。
 - 5欄の「ア」には、指定を受けようとする土地が2筆以上あるときは、代表地番を記入してください。
 - 5欄の「イ」及び「ウ」は、該当するものを○で囲んでください。5欄の「イ」の（ ）内には、容積率及び建蔽率を記入してください。(例) (80/40)
 - 9欄及び10欄は、横浜市建築基準条例第56条の4第2項第5号に規定する通路を設ける場合に記入してください。
 - ※印のある欄は、記入しないでください。

(A)

新

第7号様式
副本（第10条第1項・第4項）

道路の位置の指定通知書

第 号
年 月 日

住所
氏名 様
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市長 印

年 月 日に申請のありました件について、次のとおり指定したので通知します。

※1	指 定 番 号			
※2	指 定 年 月 日			
3	築 造 主 氏 名			
4	代 理 者 住 所 氏 名			
5	ア 地 名 地 番			
	イ 用 途 地 域	第一種低層住専（ ）、第二種低層住専（ ）、第一種中高層住専、第二種中高層住専、第一種住居、第二種住居、準住居、近隣商業、商業、準工業、工業、工専、指定なし	その他のエ 区域、地 域、地区	
	ウ 防 火 地 域	防火、準防火、指定なし		
6	指定を受けようとする道路の敷地となる土地の地名、地番及び地目			
7	指定を受けようとする道路の幅員及び延長			
8	指定を受けようとする道路の境界標示方法			
9	避難通路の敷地となる土地の地名、地番及び地目			
10	避難通路の幅員及び延長			
11	道 路 築 造 着 工 日	年 月 日		
12	道 路 築 造 完 了 日	年 月 日		

- (注意)
- 5欄の「計画敷地」とは、指定を受けようとする道路、その道路を利用しようとする敷地及びこれらに接する道路をいいます。
 - 5欄の「ア」には、指定を受けようとする土地が2筆以上あるときは、代表地番を記入してください。
 - 5欄の「イ」及び「ウ」は、該当するものを○で囲んでください。5欄の「イ」の（ ）内には、容積率及び建蔽率を記入してください。(例) (80/40)
 - 9欄及び10欄は、横浜市建築基準条例第56条の5第2項第5号に規定する通路を設ける場合に記入してください。
 - ※印のある欄は、記入しないでください。

(A)

旧

第10号様式

正本(第10条の2第1項)

道路廃止(変更)申請書

年 月 日

(申請先)

横浜市長

申請者 住所

氏名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

電話

道路を廃止(変更)したいので、横浜市建築基準条例第56条の5第1項の規定により関係図書を添えて申請します。

1 代理人	住 所	電 話
	氏 名	
2 建築基準法上の道路種別	建築基準法第42条第__項第__号に規定する道路	
	(第42条第1項第5号に規定する道路に該当する場合、指定の年月日及び番号) __年__月__日 第__号	
3 廃止(変更)しようとする道路の地名、地番及び地目	横浜市 区	
4 廃止(変更)しようとする道路の幅員及び延長	幅員__m 延長__m	
5 避難通路の土地の地名、地番及び地目		
6 避難通路の幅員及び延長	幅員__m 延長__m	
7 廃止(変更)の理由		

※ 受 付 欄		
------------------	--	--

- (注意) 1 5欄及び6欄には、廃止し、又は変更しようとする道路に設けられた横浜市建築基準条例第56条の4第2項第5号に規定する通路の廃止又は変更後の幅員及び延長を記入してください。
- 2 開発に係る廃止又は変更の場合は、その旨を7欄に記入してください。
- 3 ※印のある欄は、記入しないでください。

(A4)

新

第10号様式

正本(第10条の2第1項)

道路廃止(変更)申請書

年 月 日

(申請先)

横浜市長

申請者 住所

氏名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

電話

道路を廃止(変更)したいので、横浜市建築基準条例第56条の6第1項の規定により関係図書を添えて申請します。

1 代理人	住 所	電 話
	氏 名	
2 建築基準法上の道路種別	建築基準法第42条第__項第__号に規定する道路	
	(第42条第1項第5号に規定する道路に該当する場合、指定の年月日及び番号) __年__月__日 第__号	
3 廃止(変更)しようとする道路の地名、地番及び地目	横浜市 区	
4 廃止(変更)しようとする道路の幅員及び延長	幅員__m 延長__m	
5 避難通路の土地の地名、地番及び地目		
6 避難通路の幅員及び延長	幅員__m 延長__m	
7 廃止(変更)の理由		

※ 受 付 欄		
------------------	--	--

- (注意) 1 5欄及び6欄には、廃止し、又は変更しようとする道路に設けられた横浜市建築基準条例第56条の5第2項第5号に規定する通路の廃止又は変更後の幅員及び延長を記入してください。
- 2 開発に係る廃止又は変更の場合は、その旨を7欄に記入してください。
- 3 ※印のある欄は、記入しないでください。

(A4)

旧

第10号様式

副 本 (第10条の2第1項・第4項)

道路廃止(変更)通知書

第 号
年 月 日

住所

氏名 様

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市長 印

年 月 日に申請のありました件について、次のとおり廃止(変更)したので通知します。

※1 廃止(変更)年月日		
2 申請者	住 所	電 話
	氏 名	
3 代理者	住 所	電 話
	氏 名	
4 従前の建築基準法上の道路種別	建築基準法第42条第 項第 号 に規定する道路	
	(第42条第1項第5号に規定する道路に該当する場合、指定の年月日及び番号) 年 月 日 第 号	
5 廃止(変更)した道路の地名、地番及び地目		
6 廃止(変更)した道路の幅員及び延長	幅員 _____m 延長 _____m	
7 避難通路の土地の地名、地番及び地目		
8 避難通路の幅員及び延長	幅員 _____m 延長 _____m	
9 廃止(変更)の理由		

- (注意) 1 7欄及び8欄には、廃止し、又は変更しようとする道路に設けられた横浜市建築基準条例第56条の4第2項第5号に規定する通路の廃止又は変更後の幅員及び延長を記入してください。
- 2 開発に係る廃止又は変更の場合は、その旨を9欄に記入してください。
- 3 ※印のある欄は、記入しないでください。

(A4)

新

第10号様式

副 本 (第10条の2第1項・第4項)

道路廃止(変更)通知書

第 号
年 月 日

住所

氏名 様

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市長 印

年 月 日に申請のありました件について、次のとおり廃止(変更)したので通知します。

※1 廃止(変更)年月日		
2 申請者	住 所	電 話
	氏 名	
3 代理者	住 所	電 話
	氏 名	
4 従前の建築基準法上の道路種別	建築基準法第42条第 項第 号 に規定する道路	
	(第42条第1項第5号に規定する道路に該当する場合、指定の年月日及び番号) 年 月 日 第 号	
5 廃止(変更)した道路の地名、地番及び地目		
6 廃止(変更)した道路の幅員及び延長	幅員 _____m 延長 _____m	
7 避難通路の土地の地名、地番及び地目		
8 避難通路の幅員及び延長	幅員 _____m 延長 _____m	
9 廃止(変更)の理由		

- (注意) 1 7欄及び8欄には、廃止し、又は変更しようとする道路に設けられた横浜市建築基準条例第56条の5第2項第5号に規定する通路の廃止又は変更後の幅員及び延長を記入してください。
- 2 開発に係る廃止又は変更の場合は、その旨を9欄に記入してください。
- 3 ※印のある欄は、記入しないでください。

(A4)

旧

第11号様式（第14条第1項・第2項）

工事監理者及び工事施工者選任届

年 月 日

(届出先)

建築主事

届出者 住所
氏名
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市建築基準条例第56条の6第1項・第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

建築確認年月日、番号	年 月 日、第	認建	号
工 事 監 理 者	() 建築士 () 登録第		号
	() 建築士事務所 () 登録第		号
住 所	〒	市	
氏 名			電話
工 事 施 工 者	建設業の許可 (大臣 知事) 第		号
住 所	〒	市	
氏 名			電話

工事着手、特定工程完了予定及び工事完了予定の年月日を記入してください。

着 手	特定工程 1	特定工程 2	特定工程 3	特定工程 4	完 了
	()	()	()	()	
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

※ 受 付 欄	
------------------	--

- (注意) 1 届出者は、建築主となります。
2 ※印のある欄は、記入しないでください。
3 1通作成してください。
4 工事監理及び施工の引受けを行った旨を証する書面の写しを添付してください。

(A4)

新

第11号様式（第14条第1項・第2項）

工事監理者及び工事施工者選任届

年 月 日

(届出先)

建築主事等

届出者 住所
氏名
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市建築基準条例第56条の7第1項・第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

建築確認年月日、番号	年 月 日、第	認建	号
工 事 監 理 者	() 建築士 () 登録第		号
	() 建築士事務所 () 登録第		号
住 所	〒	市	
氏 名			電話
工 事 施 工 者	建設業の許可 (大臣 知事) 第		号
住 所	〒	市	
氏 名			電話

工事着手、特定工程完了予定及び工事完了予定の年月日を記入してください。

着 手	特定工程 1	特定工程 2	特定工程 3	特定工程 4	完 了
	()	()	()	()	
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

※ 受 付 欄	
------------------	--

- (注意) 1 届出者は、建築主となります。
2 ※印のある欄は、記入しないでください。
3 1通作成してください。
4 工事監理及び施工の引受けを行った旨を証する書面の写しを添付してください。

(A4)

旧

名義変更届

年 月 日

(届出先)
横浜市長
建築主事

届出者 住所
氏名
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市建築基準法施行細則第15条第1項第1号・第6項・第9項の規定により、次のとおり届け出ます。

1	承認・許可・認定・指定の 年月日及び番号	年 月 日	第 号
2	建築主住所・ ^{ふりがな} 氏名	新	〒 電話 ()
		旧	〒 電話 ()
3	設計者住所	新	〒
		旧	〒
4	工事監理者住所・氏名	新	() 建築士 () 登録第 号 () 建築士事務所 () 登録第 号 電話 ()
		旧	() 建築士 () 登録第 号 () 建築士事務所 () 登録第 号 電話 ()
5	工事施工者住所・氏名	新	建設業の許可(大臣知事)第 号 〒 電話 ()
		旧	建設業の許可(大臣知事)第 号 〒 電話 ()
6	変更の理由		

※ 受 付 欄	
------------------	--

- (注意)
- 届出者は、旧又は新建築主としてください。
 - ※印のある欄は、記入しないでください。
 - 2通作成してください。
 - 確認済証等を添えて提出してください。

新

名義変更届

年 月 日

(届出先)
横浜市長
建築主事等

届出者 住所
氏名
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市建築基準法施行細則第15条第1項第1号・第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

1	承認・許可・認定・指定の 年月日及び番号	年 月 日	第 号
2	建築主住所・ ^{ふりがな} 氏名	新	〒 電話 ()
		旧	〒 電話 ()
3	設計者住所	新	〒
		旧	〒
4	工事監理者住所・氏名	新	() 建築士 () 登録第 号 () 建築士事務所 () 登録第 号 電話 ()
		旧	() 建築士 () 登録第 号 () 建築士事務所 () 登録第 号 電話 ()
5	工事施工者住所・氏名	新	建設業の許可(大臣知事)第 号 〒 電話 ()
		旧	建設業の許可(大臣知事)第 号 〒 電話 ()
6	変更の理由		

※ 受 付 欄	
------------------	--

- (注意)
- 届出者は、旧又は新建築主としてください。
 - ※印のある欄は、記入しないでください。
 - 2通作成してください。
 - 確認済証等を添えて提出してください。

旧

第13号様式（第16条第1項・第5項）

取 下 届

年 月 日

(届出先)
横浜市長
建築主事

届出者 住所
氏名
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市建築基準法施行細則第16条第1項・第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 申請の種類	確認・検査・承認・許可・認定・認可・指定
2 申請年月日	年 月 日
3 建築主住所氏名	
4 敷地の地名地番	
5 取下げの理由	
6 備考	

※ 受 付 欄	
------------------	--

(注意)

- 届出者は、建築主となります。
- ※印のある欄は、記入しないでください。
- 2通作成してください。

新

第13号様式（第16条第1項・第5項）

取 下 届

年 月 日

(届出先)
横浜市長
建築主事等

届出者 住所
氏名
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市建築基準法施行細則第16条第1項・第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 申請の種類	確認・検査・承認・許可・認定・認可・指定
2 申請年月日	年 月 日
3 建築主住所氏名	
4 敷地の地名地番	
5 取下げの理由	
6 備考	

※ 受 付 欄	
------------------	--

(注意)

- 届出者は、建築主となります。
- ※印のある欄は、記入しないでください。
- 2通作成してください。

旧

取 止 届

年 月 日

(届出先)
横浜市長
建築主事

届出者 住所
氏名
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市建築基準法施行細則第16条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 処 分 の 種 類	確 認 ・ 許 可 ・ 認 定
2 建 築 主 住 所 ・ 氏 名	
3 処 分 の 年 月 日 ・ 番 号	年 月 日 第 号
4 敷 地 の 地 名 ・ 地 番	
5 取 り や め の 理 由	
6 備 考	

※ 受 付 欄	
------------------	--

- (注意)
- 1 届出者は、建築主としてください。
 - 2 ※印のある欄は、記入しないでください。
 - 3 2通作成してください。
 - 4 確認済証等を添えて提出してください。

新

取 止 届

年 月 日

(届出先)
横浜市長
建築主事等

届出者 住所
氏名
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市建築基準法施行細則第16条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 処 分 の 種 類	確 認 ・ 許 可 ・ 認 定
2 建 築 主 住 所 ・ 氏 名	
3 処 分 の 年 月 日 ・ 番 号	年 月 日 第 号
4 敷 地 の 地 名 ・ 地 番	
5 取 り や め の 理 由	
6 備 考	

※ 受 付 欄	
------------------	--

- (注意)
- 1 届出者は、建築主としてください。
 - 2 ※印のある欄は、記入しないでください。
 - 3 2通作成してください。
 - 4 確認済証等を添えて提出してください。